

地域経済牽引事業の促進による地域の成長
発展の基盤強化に関する法律第三十三条に
規定する承認連携支援事業に関する省令

地域の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十七条第一項及び第五項並びに第二十八条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十九条に規定する承認連携支援事業に関する省令を次のように定める。

第一、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第三十一条第一項の規定により連携支援計画の承認を受けようとする地域経済牽引支援機関は、様式第一による申請書を、当該連携支援事業を実施する者の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長（以下「経済産業局長等」という。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該地域経済牽引支援機関が法人（地方公共団体を除く。）である場合には、当該法人の定款

二 当該地域経済牽引支援機関の最近二期間の事業報告（当該書類がない場合には、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

三 当該地域経済牽引支援機関の最近二期間の貸借対照表及び損益計算書（主務大臣が必要と認める場合に限る。）

四 法第三十一条第三項の事項を記載する場合
には、補助金等交付財産（法第十三条第三項
第五号に規定する補助金等交付財産をいう。
以下この号及び次条第二項第三号において同
じ。）の名称、現行の用途、補助金等交付財
産に充てられた補助金等（補助金等に係る予
算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年
法律第一百七十九号）第二条第一項に規定する
補助金等をいう。次条第二項第三号において
同じ。）及び当該補助金等交付財産を所管す
る府省の名称、補助金等交付財産の処分の方

法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類

る承認を行ったときは、当該承認の日付、当該承認を受けた地域経済牽引支援機関の名称及び当該承認に係る連携支援計画の内容を公表するものとする。

該計画の変更の承認を受けようとする承認地域
経済牽引支援機関は、様式第二による申請書
を、当該連携支援計画の代表者の主たる事務所
所在地を管轄する経済産業局長等を経由し
、主務大臣に提出しなければならない。
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。
定款に変更があつた場合には、その変更後
の定款

の定款

当該承認地域経済牽引支援機関の最近二
期間の事業報告（当該書類がない場合には、最
近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

間の貸借対照表及び損益計算書（主務大臣が必要と認める場合に限る。）

場合には、当該変更に係る補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類

援事業を実施したときは、承認連携支援計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則としてそれぞれのお事業年度終了後3か月以内に、当該承認連携支援計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長等を経由して、様式第三による実施状況報告書によりその承認をした主務大臣に報告しなければならない。

前項の実施状況報告書には、各事業年度に係る貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものその他参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならぬ。（主務大臣が必要と認める場合に限る。）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二八日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から

附則（令和二年九月一六日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、中小企業の事業承継の促進のために、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（昭和二十年十月一日）から施行する。

和二年十月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二十八日總務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号）

来 この省令は、公布の日から施行する。
(過措置)

この省令の施行の際現にあるこの省令に改正前の様式（次項において「旧様式」とする。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則（令和三

務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）
この省令は、令和三年四月一日から施行す

様式第1 (第1条第1項関係)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく建設費助成金の承認申請書

年 月 日

主務大臣 氏 名 姓

位 階
氏 名 姓
代表者の氏名

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第31条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいと申請します。

(備考)

備考の書き方は、左の表を参照してください。

(30頁)

通商大綱申請書

1 申請記録事項

1 通商大綱事業の目標

2 通商大綱事業の内容及び実施期間

3 通商大綱事業を実施する者の役割分担、相互の連携又は連絡に関する事項
(1) 通商大綱事業と共同で実施する地域経済産業局支援組織の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びに当該地域経済産業局との関係に関する事項

4	当該通商大綱事業を実施する者 の名称、住所、代表者氏名	当該通商大綱事業における役割
5		
6		
7		
8		
9		

(2) 通商大綱事業と共同で実施する地域経済産業局支援組織の相互の連携又は連絡に関する事項

2 申請記録事項

1 経費金等交付計画の経費に関する事項

様式第2（第2条第1項関係）

様式第2（第2条第1項関係）

地域経済産業局の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく通商大綱計画の変更の申請申請書

年 月 日

主務大臣 宛 簡

送 附
表 格
代表者の氏名

年 月 日付付で承認を受けた通商大綱計画について、協議の上より変更したいので、経緯経緯等申請事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第2条第1項の規定に基づき、変更の承認を申請します。

(備考)
用紙の大きさは、日本標準規格A4とします。

(30頁)

1 変更事項

2 変更の経緯及び理由

様式第3（第3条第1項関係）

様式第3（第3条第1項関係）

地域経済産業局の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく 年度における地域経済産業局の業務状況報告書

年 月 日

主務大臣 宛 簡

送 附
表 格
代表者の氏名

年 月 日付付で承認を受けた通商大綱計画の 年度の業務状況を協議の上より報告します。

(備考)
用紙の大きさは、日本標準規格A4とします。

(308)

1. 選抜支援事業の目標の達成状況

--

2. 実施した選抜支援事業の内容及び関係者等に対する支援内容の内容

--